○石岡市指定管理者制度運営委員会要綱

平成20年5月28日

訓令第9号

改正 平成22年4月13日訓令第15号

平成25年3月29日訓令第5号

平成26年3月31日訓令第3号

平成27年4月8日訓令第5号

石岡市指定管理者選定委員会規程(平成17年石岡市訓令第5号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する「公の施設」をいう。)について、指定管理者制度を公平かつ適正に運営するため、石岡市指定管理者制度運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 公の施設の指定管理候補者の選定審査に関すること。
 - (2) 公の施設の管理運営を行う指定管理者に対するモニタリングに関すること。
 - (3) その他指定管理者制度の適正な運用に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員若干人をもって組織する。
- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、市長公室長、各部長及び八郷総合支所長をもって充てる。

(平22訓令15・平25訓令5・平26訓令3・一部改正)

(委員長の職務等)

- 第4条 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。
- 2 委員長に事故があるときは、市長公室長である委員がその職務を代理する。

(平25訓令5・一部改正)

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会には、必要に応じて、関係者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。 (報告)

第6条 委員会は、その会議、活動等の経過、結果等を市長に報告するものとする。 (庶務)

第7条 委員会の庶務は、指定管理者に対する公の施設を所管する課等及び市長公室行革推進 課において処理する。

(平22訓令15・平25訓令5・平27訓令5・一部改正)

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。 附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成22年4月13日訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の石岡市指定管理者制度運営委員会要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第5号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月8日訓令第5号)

この訓令は,公布の日から施行する。